

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第一〇一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十八年十 二月十六日	指定の年月日
埼玉県比企郡小川町大字腰越字堀ノ内四百七十 一番三	指定に係る道路の位置
十八・〇一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)